

農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化

令和3年3月

農林水産省

経営局

1. 人口減少等に対応した人・農地など関連施策の見直し

- 人口減少が本格化する中、農業経営を行う人の確保と農地の適切な利用を図るための施策について、本年6月までに検討結果を取りまとめることを「農林水産業・地域の活力創造プラン」に明記（昨年12月に「農林水産業・地域の活力創造本部」（本部長：総理）において決定）
- この中で、資金調達による施策の在り方も検討

我が国において少子高齢化・人口減少の本格化が不可避

特に、高齢化が著しく進んでいる地方の農業現場に深刻な影響を及ぼす懸念

今後、輸出促進等を通じて農業が成長産業として発展していくためには、農業生産基盤を強化する必要

2021年6月までに次の観点から人・農地など関連する施策の在り方について検討し、その結果を取りまとめる。（活力プランの改訂）

「農林水産業・地域の活力創造プラン」（抄）
（令和2年12月15日）

人口減少が本格化し、特に地方に深刻な影響を及ぼすことが懸念される中で、コロナ禍において地方への人の流れを生み出して行くことが重要となっていることも踏まえ、**農業経営を行う人の確保と農地の適切な利用の促進を図るとともに、この取組を支える仕組み等を整え**・・・（中略）・・・次の観点から、関連施策について検討を加え、2021年6月までに検討結果をとりまとめ、速やかに実行に移していく。

- ・ 本格化する人口減少を踏まえ、各地域において農業経営を行う人を確保し、農地の適切な利用を促進するため、**人・農地プラン、農地集積、集落営農、新規就農、移住促進、事業継承、資金調達**等に係る**施策の在り方について検討**する。

2. 農業法人の資金調達に係る規制改革実施計画等

当面の規制改革の実施計画(令和2年12月22日規制改革推進会議決定)

農業で起業する若者が将来展望を持って柔軟な成長戦略を描けるよう、**農業法人が円滑に資金調達を行い農業経営を発展させていくための方策**について、現行制度の検証を行った上で、現場の実態、新規参入を目指して研修を受けている若者、上場を目指す農業ベンチャーや資金提供者のニーズ等を踏まえて、**一定期間ある地域に溶け込み農業で実績を残した法人**の扱いなどを含めて、資金提供者のニーズ等を踏まえて更に検討を進め、今年度中に結論を得る。

規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)

農業で起業する若者が将来展望を持てるよう、**農業法人が円滑に資金調達を行い農業経営を発展させていくための方策**について、現行制度の検証を行った上で、現場の実態、新規参入を目指して研修を受けている若者や資金提供者のニーズ等を踏まえて更に検討を進め、今年度中に結論を得る。

【規制改革推進に関する答申(令和2年7月2日)】

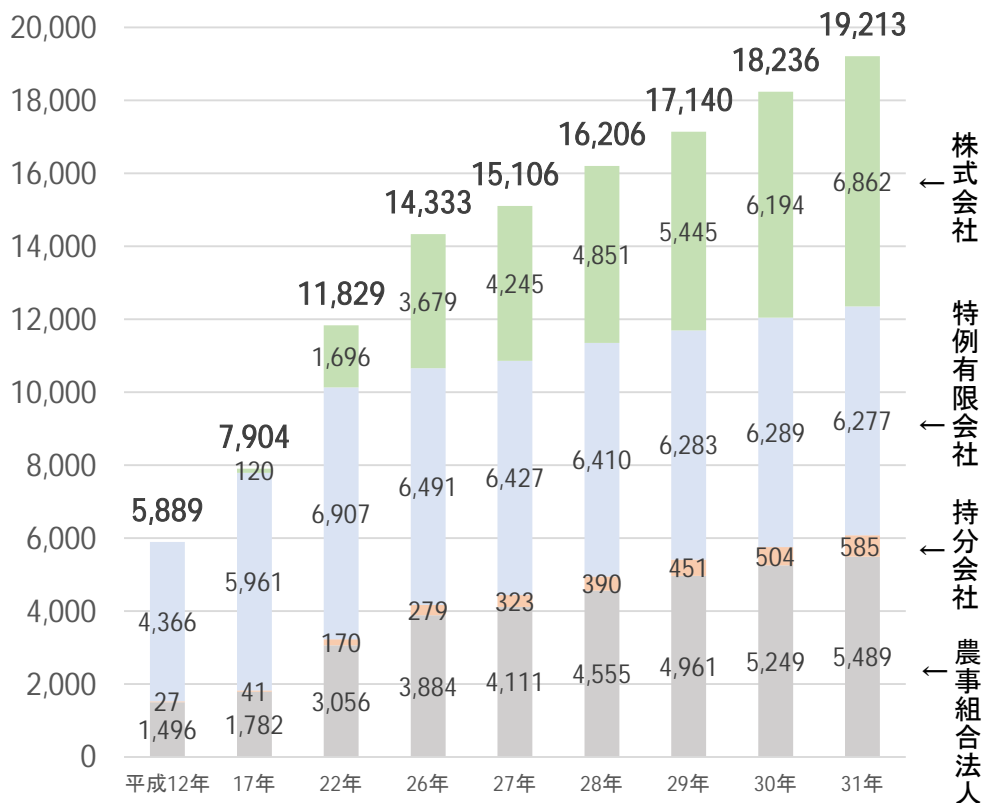
・・(前略)・・出資に関しては、農地法第2条第3項において、農地所有適格法人としての要件が規定されており、・・(中略)・・一定期間ある地域に溶け込み、農業で実績を残した法人による増資などの場合には、農業関係者以外が議決権の過半を保有することを認めて欲しいなどの声がある。・・(中略)・・

意欲的な若者による農業ベンチャー等の起業や、事業の拡大を企図する農業者による資金調達手段の柔軟な選択を阻害しないよう、農地法を含む現行制度の検証を行った上で対応策の検討が必要である。

3. (1) 農地所有適格法人の現状

- 農地所有適格法人は、**農業関係者が地域との調和を図りつつ農業を営む組織という性格を有し、農地の所有が認められる法人**
- 法人数は、年々着実に増加し、平成31年時点で**19,213法人**
- 平成12年の農地法改正(株式会社形態の追加)以降、**株式会社形態の法人数が増加**

○農地所有適格法人数の推移



(有)南橋商事

【経営農地】 鹿児島県鹿屋市

【設立】 昭和51年(創業)

【経営面積】 15ha

【営農作物】 甘藷

【ポイント】 昭和51年の法人化以前から、**個人経営として甘藷を約3ha生産し**、自らの個人商店で販売。**法人化以降15haまで規模拡大**。平成28年、芋の貯蔵庫や加工場を新設し、「焼き芋真空パック」等を製造・販売、タイ等にも輸出。



(有)山国さきがけセンター

【経営農地】 京都府京都市

【設立】 平成13年

【経営面積】 18ha

【営農作物】 水稻・大豆等

【ポイント】 平成13年、後継者不足や耕作放棄地の増加に対応するため、**地域の34戸の農家が共同で法人を設立し**、1.7haの農地で水稻・大豆等の生産を開始。現在、**出資者48戸、経営面積18haまで規模拡大し**、「納豆」「納豆もち」「味噌」等も製造・販売。

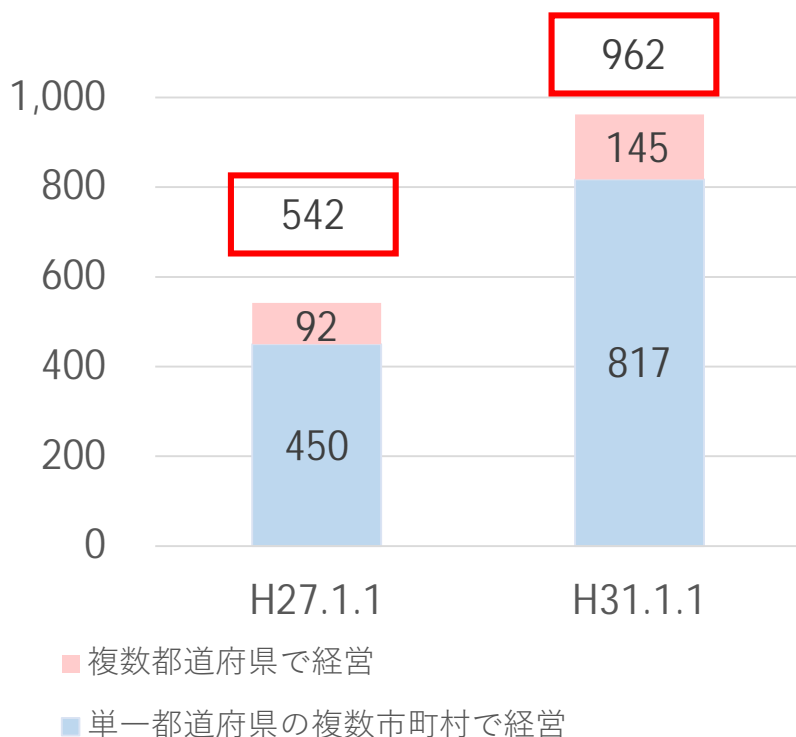


※農事組合法人: 農業協同組合法に基づく、農業者等で構成される法人
資料: 農林水産省経営局調べ(各年1月1日現在)

3. (2) 農地所有適格法人の広域活動化

- 農地所有適格法人として増加している株式会社(6,862法人)の活動を見ると、**同一市町村内で活動している法人が中心**であるが、近年、**複数の市町村・都道府県を跨いで活動する法人も増加**

- 複数都道府県・市町村で経営を行う株式会社形態の農地所有適格法人数



※資料: 農林水産省調べ

- 複数都道府県で活動する法人の事例

(株)みかん職人武田屋

【経営農地】 愛媛県愛南町、高知県大月町・四万十市・土佐清水市、黒潮町・三原村

【設立】 昭和50年(創業)

【経営面積】 40.0ha(愛媛県: 7.2ha、高知県: 32.8ha)

【営農作物】 果樹(河内晩柑、文旦、伊予柑等)

【ポイント】 昭和50年、**愛媛県愛南町**において、個人として武田農園を開園し、**2haの農地でみかんを生産開始**。昭和55年の**高知県大月町**を皮切りに、**四万十市、土佐清水市、黒潮町、三原村でも農地を確保し、現在40haまで規模拡大**。

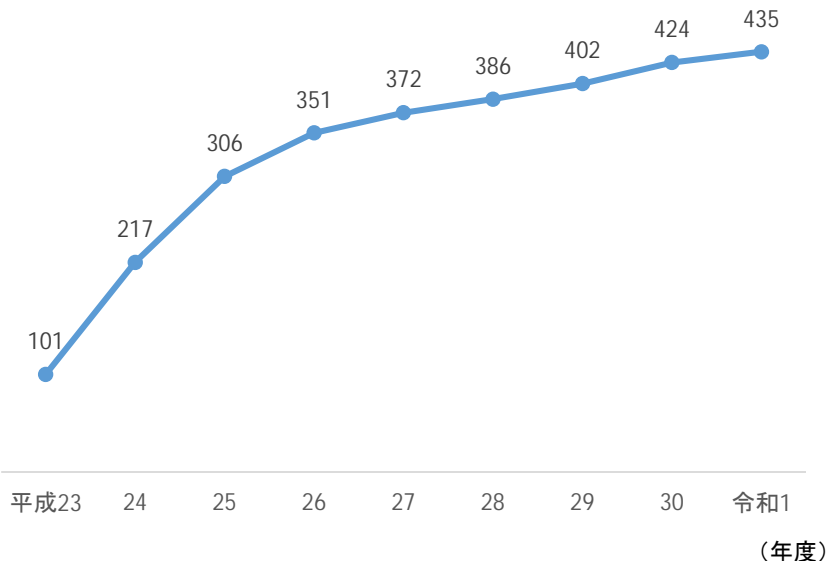
平成8年に**法人化**し、個人宅配や学校給食への提供を開始するとともに、フローズンゼリーへの加工など経営多角化。



3. (3) 農地所有適格法人の経営の多角化

○ 株式会社形態の農地所有適格法人では、**6次産業化に取り組む法人が増加しているほか、輸出に取り組む法人も出現**するなど、**経営の多角化が進んでいる状況**

○ 6次化計画(※)の認定を受けた株式会社形態の農地所有適格法人の推移



資料：農林水産省調べ

(※) 平成23年3月1日に施行された「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（6次産業化・地産地消法）に基づく「総合事業化事業計画」

○ 6次産業化に取り組んでいる事例

(株)スギヨファーム

【経営農地】石川県七尾市、穴水町、志賀町

【設立】平成24年3月

【経営面積】60.0ha

【営農作物】きゃべつ、りんご等

【ポイント】自社が生産した農産物を**ジャムやドレッシングに加工して直売所等に販売**するほか、**直営レストランを開設してビュッフェ方式のランチとして提供**しており、売上高は、平成26年の約6百万円から平成31年の**約4億円へと大幅に増加**

○ 輸出に取り組んでいる事例

(株)くしまアオイファーム

【経営農地】宮崎県串間市

【設立】平成25年12月

【経営面積】20.0ha

【営農作物】さつまいも

【ポイント】「さつまいも」を活用し、**焼き芋等の加工食品を製造することで収益性の向上を図るとともに、シンガポールなどの東南アジア地域等への輸出にも取り組んでいる**。売上高は、平成26年の約0.5億円から令和2年の**約13.7億円へと大幅に増加**

4. 農地所有適格法人の議決権要件

- 議決権要件については、平成27年の農地法改正により、農業関係者以外の総議決権の占める割合を「1/4以下」から「1/2未満」へと緩和
- 農業関係者が、議決権の過半を有することで、農業(農地等)の決定権を確保

農地所有適格法人（農地を所有できる法人）

1. 法人形態 株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、持分会社
2. 事業内容 主たる事業が農業(関連事業を含む)
3. 議決権 農業関係者※が総議決権の過半を占めること
(※)法人の行う農業に常時従事する個人
法人に農地の権利を提供した個人
法人に農作業を委託している個人
地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会 等
4. 役員 ①役員のうち過半が農業に常時従事(年間150日以上)すること
②役員又は重要な使用人が1人以上が農作業に従事(年間60日以上)すること

議決権要件に係る農地法改正の経緯

平成12年

- ①農業関係者以外の議決権は1/4以下
- ②一の農業関係者以外の議決権は1/10以下

平成21年

- ①原則同左
- ②廃止

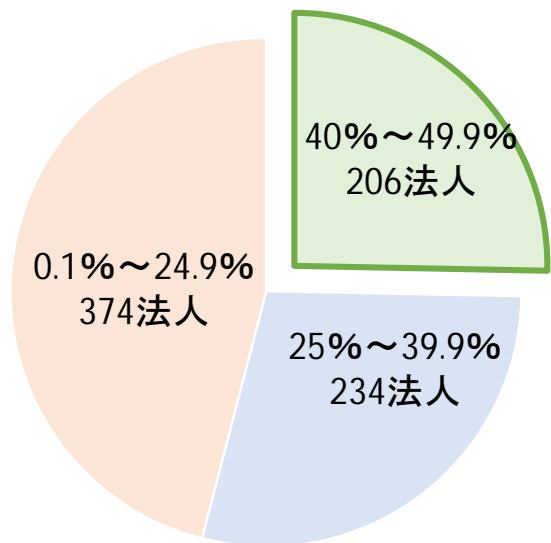
平成27年

- ・農業関係者以外の議決権は1/2未満

5. 農地所有適格法人のニーズ

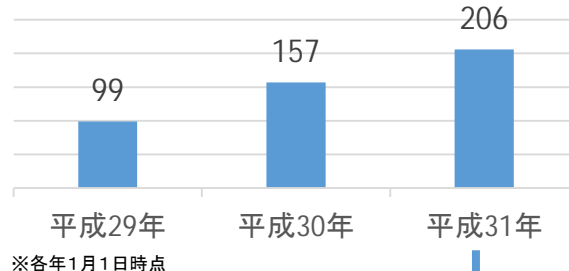
- 平成27年の農地法改正以降も、農地所有適格法人の**大半**(9割超)は、**農業関係者以外の者からの出資はないものの**、**農業関係者以外の議決権割合が40%超50%未満の株式会社形態の農地所有適格法人は年々増加しており、平成31年時点で206法人**
- このうち**160法人に対し、現行の議決権要件について調査したところ、3割強の法人が「支障がない」と回答しつつ、2割強の法人は「融資では必要額を賄えない」等から「支障がある」と回答**

- **農業関係者以外の者の議決権割合が0.1~49.9%の法人数**
(株式会社形態の農地所有適格法人数)



資料：農林水産省調べ

- **農業関係者以外の者の議決権割合が40~49.9%の法人数**
(株式会社形態の農地所有適格法人数)



- **現行の議決権要件の調査結果**
(160法人のうち68法人が回答)

支障がない 34% (23法人)	支障がある 21% (14法人)	どちらともいえない 46% (31法人)
------------------------	------------------------	----------------------------

※四捨五入した関係で、合計は100%にならない。

「支障がある」とした主な理由

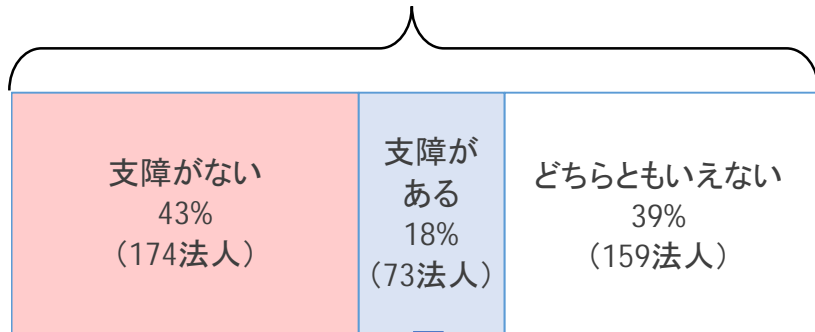
- 担保不足の中、**融資では必要額を賄えない**。
- **融資は返済を求められるためリスクがある**。
- 配当が低いため、**無議決権株式の引受者が見つけれない**。

6. 資金提供者のニーズ

- 農地所有適格法人に出資している684の農業関係者以外の法人(資金提供側)に対し、現行の議決権要件について調査を実施
- このうち、回答のあった406法人をみると、**4割強の法人が「支障がない」と回答する一方、2割弱の法人は「親会社と子会社の意思決定が迅速にできない」等から「支障がある」と回答**

○ 現行の議決権要件の支障の有無

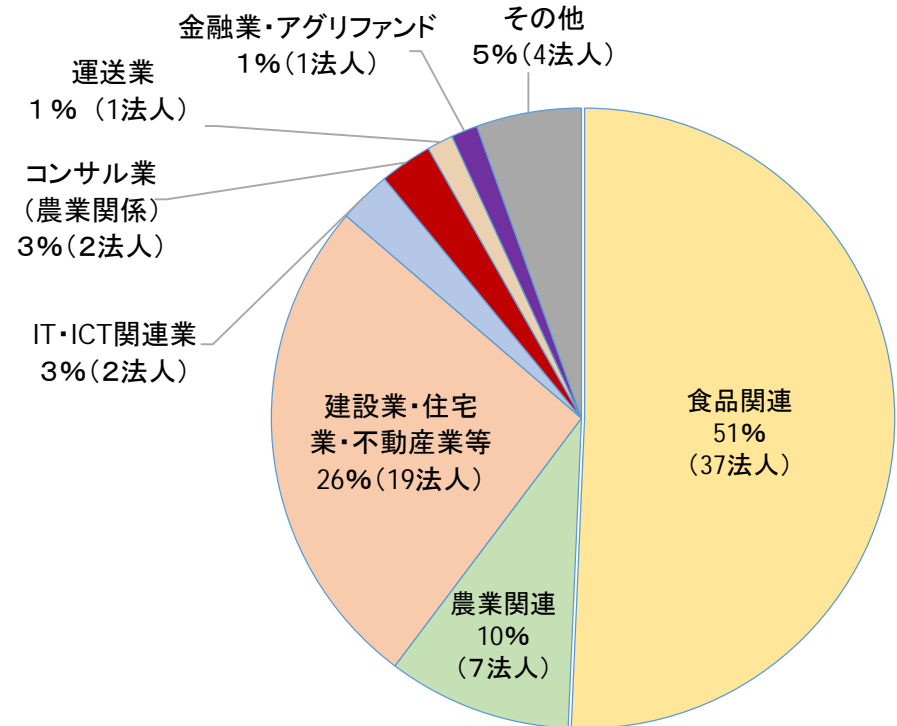
406法人



「支障がある」とした主な理由

- **親会社と子会社との意思決定を迅速に行うことができない。**
- 取引先である**適格法人との取引関係を強化できない。**

○ 支障があると回答した73法人の業種内訳



資料：農林水産省調べ

7. 農業関係者による決定権の確保①

○ 現在、農業関係者が、議決権の過半を有することで、農業（農地等）の決定権が確保されているが、これがない場合、

- ① **水管理・土地利用に支障**が生ずるのではないか
 - ② 収益が上がらなければ、**容易に農業から撤退**するのではないか
 - ③ **農地を不適正利用（転用・転売、資材・産廃置き場化）**するのではないか
- 等を心配する声のほか、**地域との調和が図られるか、農業関係者以外に買収されるのではないか、**という懸念が存在するのも事実

撤退



- ・平成27年に自社の原材料確保のためにリース方式で農業に参入
- ・栽培ノウハウの不足により、自社の品質基準を満たさない上、予定収量を確保できず撤退

違反転用



- ・平成18年に農業法人が農地を取得したが、現在、その一部について隣接地所有者が砂利を敷き、駐車場として利用されている状況

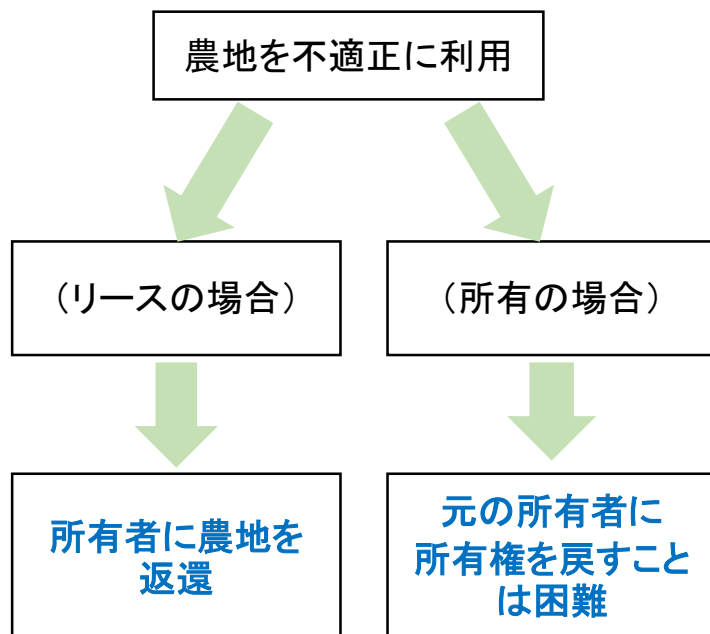
産廃置き場



- ・解体業者が、産業廃棄物を近隣3カ所の農地に不法投棄
- ・県は業者に廃棄物の撤去を命じたが、十分な対応がなされなかったため、行政代執行により廃棄物を除去

7. 農業関係者による決定権の確保②

- 平成21年の農地法改正により全面解禁された**リース方式**では、賃借権の許可に当たり、**農地の不適正利用**が認められる場合には**賃貸借等の解除をする旨を書面契約で明記する等の要件を課すこと**により、**農業現場の不安を払拭**
- 一方、**所有農地**については、**所有者に絶対的な管理・処分権限**があるため、農地の不適正利用があった場合でも、**元の所有者に所有権を戻すことは事実上困難**



【リース方式の条件(農地法第3条第3項)】

農業委員会は、農地等について賃借権等が設定される場合、次に掲げる要件の全てを満たすときは、第一項の許可をすることができる。

- 一 これらの権利を取得しようとする者がその取得後においてその**農地等を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借等の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。**
- 二 これらの権利を取得しようとする者が**地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。**

8. 検討の視点

- 一定期間ある地域に溶け込み農業で実績を残した農地所有適格法人が、広域的な活動や、6次産業化、輸出など経営の多角化を進めようとする場合、融資とともに出資により資金を調達し、積極的に事業展開していけるようにする観点
- 農業関係者が、議決権の過半を有することで、農業(農地等)の決定権を確保しており、この要件を見直して農業関係者以外の者が決定権を掌握するようになった場合、農業からの撤退など様々な点について心配する声があり、引き続き、農業関係者が農業(農地等)の決定権を確保する観点